

平成26年度第1回 大阪府環境審議会環境総合計画部会

平成26年8月18日（月）

開会 午後3時00分

司会（薬師寺） 定刻となりましたので、ただいまから大阪府環境審議会環境総合計画部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただき、ありがとうございます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます大阪府環境農林水産総務課、薬師寺と申します。よろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課長の南部から一言御挨拶を申し上げます。

南部環境農林水産部総務課課長 南部でございます。本日はどうぞよろしくお願いします。

委員の皆様方には、平素から多くの環境行政の推進に御支援を賜り、まことにありがとうございます。また、本日は大変御多忙のところ、加えましてまだまだ残暑厳しい中、この咲洲庁舎まで足を運んでいただきまして、感謝申し上げます。

さて、大阪府では、もう御案内のとおり、平成23年3月に策定いたしました新環境総合計画に基づきまして、あらゆる主体の参画、行動のもと、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。本部会におきましては、効果的な施策推進を図るために、さまざまな角度から点検・評価をいただいており、これまで施策事業の内容、進行管理の方法などについて貴重な御意見を、また御指摘をいただき、事業の改善に役立てておるところでございます。

本日の部会では、次第に書いておりますように、3つの審議事項を進めたいただきたいと考えてございます。まず1点目は、昨年度に実施をいたしました各種施策の事業の点検・評価を行っていただきます。2点目は、重点的な点検・評価の分野といたしまして、生物多様性の保全及び快適な地域づくりの2つの分野を対象として御議論いただければと考えてございます。また、3点目でございますが、今年度から複数年度サイクルの点検・評価の進め方について御確認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしま

す。

大阪府といたしましては、本日の点検・評価の結果を踏まえまして、今後の施策等にしっかりと反映をさせてまいりたいと考えてございますので、本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

司会（薬師寺） 続きまして、配付資料の確認を最初にさせていただきたいと思います。

手元にダブルクリップどめの資料でございますが、表紙が議事次第でございます。議事次第の下半分に資料番号を付しておりますけれども、1枚めくつていただきますと、A4版の委員名簿でございますね。資料1-1といたしまして、A3横長の資料。続きまして資料番号1-1-2、これもまた1枚もの、A3版横の資料でございます。続きまして、1-1-3、A3版のホッチキスどめの資料、細かい字の一覧表でございますが、それが1-1-3。次に、A4縦のホッチキスどめの資料1-2、「平成25年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策（案）」をお示しております。

資料2-1といたしまして、A4のホッチキスどめ、パワーポイントを資料として打ち出したものでございます。

その後、資料3-1、A4、1枚ものの資料、字だけを書いた資料でございます。A3縦長、資料番号が3-2（1）と書いたもの、これもA3版の1枚ものでございます。同じ様式のもので資料3-2（2）と記したもの、この2枚、A3版がございます。

参考資料といたしまして、大阪21世紀の新環境総合計画、A4横のホッチキスどめのもの。それから、本日の中で少しテーマとして取り上げますが、自然環境に関する参考資料としまして、大阪府のレッドリストの冊子、それから「CSRに取り組む皆様へ」としたA4のパンフレット。観察ガイド「大阪府の蝶」ということで、手持ちの資料をパワポの資料として焼かせていただいております。少し資料が多いですが、過不足等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。そういたしましたら、もし途中で不足等ございましたら、隨時御指示いただいたらと思います。

本部会につきましては公開となっておりますので、お断りをしておきます。

本日の審議事項につきましては、まず1つ目、単年度サイクルの点検・評価といたしまして、環境総合計画の全ての分野に係る環境の状況及び講じた施策に係る点検・評価について。2つ目に、同じく単年度サイクルのうち重点的な点検・評価について御指摘をいただきます。3つ目に、今年度実施をいたします複数年サイクルの点検・評価の方法について、以上、この3つの議題について御議論をいただきたいと存じます。

本日につきましては、槇村部会長が急遽御都合で御欠席となりました。したがいまして、部会長代理の石井委員に議事進行をよろしくお願ひしたいと思います。

石井先生、よろしくお願ひいたします。

石井部会長代理 皆さん、こんにちは。

槇村先生御欠席ということで、僭越ながら私が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、議題1番の環境の状況及び講じた施策に係る点検評価について、審議に入りたいと思います。

なお、生物多様性と快適な地域づくりの分野につきましては、議題2の重点分野の点検評価で詳しく議論しますので、審議事項1では重点分野を除く分野について審議しようということになっております。

それでは、まず事務局から御説明ください。

定環境農林水産総務課総括主査 環境農林水産総務課の定でございます。よろしくお願ひいたします。

審議事項1「環境の状況及び講じた施策に係る点検・評価について」について資料を御説明いたします。資料1-1-1をごらんいただけますでしょうか。

資料はあらかじめお送りしてご覧いただいていると思いますので、ここではポイントについて御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど部会長代理よりございましたように、生物多様性と快適な地域づくりの分野は審議事項2で御説明をいたします。

資料1－1－1については、環境の状況について、各分野で代表的な環境指標の最新のデータを取りまとめています。

大気の指標としておりますNO₂とSPMにつきましては、長期的な低下傾向にありますが、SPMは25年度は一部地点で基準適合せず、年平均濃度は24年度から25年度にかけて若干の上昇が見られております。昨年7月、8月は例年に比べて太平洋高気圧の西への張り出しが強く、高温で雨の少ない状態が続きましたので、光化学反応による二次生成が著しかったことが要因として考えられております。

あと、PM2.5と光化学オキシダントが基準適合していない状況は全国の都市域とも同様の状況でございます。

水質ですが、基準適合率について、河川が長期的な改善傾向、海域は横ばいの状況にございます。25年度は河川について適合率が若干低下しております。25年度に、それまでの基準達成から非達成に転じた6水域について要因を確認いたしましたところ、1つ目の要因としては、環境基準の達成、非達成を繰り返している地点において、2013年度は前年度と比較しまして調査日前後の降雨量が少なく、河川流量が少なかったことから、生活排水の影響が相対的に強まってBODが上昇したこと、水の流れがほとんどない地点においては、藻類の異常増殖によってBODが上昇したことなどが主な要因として考えられております。

次に、化学物質について、ダイオキシンは大きく低下した後、近年はおおむね横ばいの状況でございます。法に基づく化学物質の届出排出量につきましては、長期的な低下傾向にあります。

次に、温室効果ガス排出量です。最新の確定値は2011年度のものとなっておりまして、排出係数を2008年度の値で固定したものと、年度ごとの係数を適用したものと、2通りの値を示してございます。

2012年度のデータは近日中に確定の見込みでございますが、現時点での数字の見込みですが、排出係数固定で見た場合には、2011年度より約2%程度減少していると考えられます。省エネの効果が一段と進んだのではないかと見られております。排出係数変動での計算値は、排出係数が2011年度0.45に対

して、2012年度は0.514となっていることにより、約5%程度増加するのではないかと見られております。

次に、一般廃棄物につきまして、1人1日当たりの排出量、リサイクル率、ともに長期的な改善の傾向にありますけれども、現状でも全国と比べても排出量は多く、リサイクル率は低い状況が見られております。大阪の場合には、事業所から出る一般廃棄物が全国平均に比べて多い特徴がありますので、事業所の一般廃棄物の減量化と再資源化に取り組むことが重要な課題となってございます。

次に、府域の緑地について4年ごとに各種データを集計して算出をしていますが、2013年度に算出をしました緑地面積ですが、より正確な面積を算出する趣旨で計算方法を変更いたしました結果、実際の緑地面積の減少よりも大きな減少幅で算出をされております。実際に4年間で減少した緑地の面積は、340ヘクタール程度と見込んでおります。この分野では府域の約4割の緑地を維持する目標を掲げておりますが、その目標は達成をしている状況です。

なお、過去の緑地のデータにつきましても、今、改めて、より正確な方法での算出ができないか、もう一度精査をかけて作業中でございます。

次に、府民の参加・行動の状況につきまして、昨年度と今年度、府民モニターを対象としたインターネット調査を実施いたしました。その結果から、調査時点から過去1年の間に地域の環境活動に参加をした府民さんは4割前後、それから同じく調査時点から過去1年の間に環境学習、座学型と体験型に分けて聞いておりますが、そういった環境学習に参加した府民さんは1割ないし2割程度と見られております。

次に、資料1-1-2ですが、25年度に環境に関して講じた施策について、各分野の主な事業についての自己評価結果をお示ししてございます。

まず左上、府民の参加・行動につきまして、継続して実施している事業ですが、ローカルアジェンダ21推進事業、環境情報プラザの管理運営がござります。いずれも想定どおりの実績が上がったものと評価をしております。

次の分野で低炭素・省エネルギーの分野につきまして、まず温暖化防止条例に基づく温暖化ガスの排出抑制対策の推進を行っております。最新の実績は

2012年度のものですが、前年度比で排出係数固定の温室効果ガス削減幅で2.4%という実績が示されておりまして、おおむね想定どおりの結果を上げていると評価をしております。

次、おおさかスマートエネルギーセンターにつきましては、25年度当初に開設しまして、さまざまな施策を展開いたしました。省エネ、創エネに関する相談や講演、各種マッチング事業については多くの件数をこなしまして、想定どおりの実績を上げたと評価をしております。

今後は、25年度末に策定をいたしました「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づきまして、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー消費の抑制に向けたさまざまな施策を展開してまいります。

また、太陽光パネルと、それとあわせて導入する省エネ設備などの設置費用の融資事業につきましては、当初目標としていた件数に達しなかったため、想定以下の評価としてございます。

今後は、個人向けについては改善を図って継続、事業者向けについては廃止という形で事業内容を大きく見直して継続をすることとしてございます。

次に、循環型社会の構築につきましては、循環型社会推進計画の推進、最終処分場の安定的な確保、産業廃棄物の不適正処理対策といった主な対策、主要な施策について、それぞれ想定どおりの実績であったと評価をしております。

全てのいのちが共生する社会の構築、生物多様性保全の分野ですが、審議事項2の重点分野として後ほど御説明いたします。

健康、安心の分野につきましては、大気、水質、化学物質について、主要な施策をお示ししております。

大気については、課題でございますPM2.5、光化学オキシダント、アスベスツについて、主要な施策事業として掲載をしております。

光化学オキシダントは、環境基準適合率は低いままですが、原因物質であるNO_xと炭化水素の排出量を減少させる施策を展開しております。VOC発生量は、こちらに示しますとおり低下傾向を確認しており、今後もこれを継続してまいります。

アスベスト飛散防止対策につきましては、届出対象規模未満の小さな解体现

場についても検査対象を拡大して、当初想定以上の件数の現場を対象にして検査、指導などを行いました。

次、水質について、大阪湾の再生と生活排水対策といった主な事業について、それぞれ想定どおりの実績であったと評価をしてございます。

その下、化学物質のリスク管理につきましては、従来どおりの自主的管理の促進のほか、25年度は前年度で検討いたしました災害時の化学物質のリスク管理につきまして、事業所の化学物質適正管理指針、ガイドラインに盛り込みまして、具体的な事業所の指導が始まっております。

次に、魅力と活力ある快適な地域づくりの分野につきましては、審議事項2で御説明いたします。

その次、環境技術コーディネート事業につきましては、これは中小企業などの環境技術を認証しまして、PRなどを支援する事業です。当初想定をしていた以上の認定件数となったことに加えまして、多くのセミナーや展示会でのPRに努めまして、想定以上の実績であったと評価をしております。

関西広域連合における広域的な環境保全対策においても、さまざまな広域的な取り組みについて実施をしておりまして、おおむね想定どおりの実績と評価をしております。

次の資料1-1-3、こちらについては各施策事業の点検・評価の詳細な内容を取りまとめたシートをお示ししております。このシートが毎年度行う施策事業の点検・評価の結果となります。本部会における御指摘を踏まえまして、今後、最終的な点検・評価結果を取りまとめるとしてございます。今御説明をしました資料1-1-2は、この1-1-3の要約版という位置づけで作成をしております。

次に、冊子となっておりますA4版の資料1-2につきましては、25年度の環境の状況及び環境に関して講じた施策の案、施策報告の案でございます。資料1-1-3にあります各事業の実績などを、図表とともに取りまとめたものとなっております。

本日の部会での御意見を踏まえまして、講じた施策及び資料1-1-3の単年度評価の点検・評価シート、これらを取りまとめまして、9月の大阪府議

会に報告をしますとともに、今回の部会での点検・評価は9月12日の大阪府環境審議会にて報告をされることとなります。

また、本部会の点検・評価における指摘事項を踏まえまして、次年度の事業計画の検討や予算要求に反映することになりますが、当然ながら今年度実施をしております事業においても、改善が可能なものにつきましては御指摘を踏まえまして改善に努めることとしてございます。

説明は以上でございます。

石井部会長代理 それでは、委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。

どこからでも結構ですので、举手して発言いただきましょうか。お願いいいたします。

では、高村先生、お願いいいたします。

高村委員 先生方が御質問を用意される間の露払いのような質問でございます。

非常に丁寧にこのプランの施策の点検・評価を行っていただいて、まずお礼を申し上げたいと思います。

その上で細かな質問をさせていただこうと思いますが、まず1つが、もちろん資料1-3にもかかわるのですが、資料1-1-1、資料1-1-2にありますPM2.5ですが。こちらの1つの目標として、現状把握と、それが一体どこから来ているのかの調査を1つの柱としていただいていたと思うんですが、このあたりの厳密な（発生原因の）寄与度はなかなか難しいかと思うますが、大陸起因とこの地域の発生源といったソースの特定といいましょうか、寄与度の調査研究はどれぐらい進んでいるのかという点について、もしおわりになりましたら教えていただきたいのが1つ目でございます。

2つ目ですが、これはどちらかというと環境審議会等々に、あるいは次回以降の要望でございますが、低炭素の計画のところで、施策について、できるところは削減量で示していただけるとありがたいなと思っております。条例に基づく計画書は削減量を入れていただいているのですが、例えばLED化に伴ってどれぐらいの削減量、もう一つは多分省エネのところは（削減量を示すことが）可能かなと思っているんですけども、再エネ、創エネのところ。

なかなか難しいとは思うんですが、削減量でできるだけ示したほうが、施策の効果という意味では説明がしやすいのではないかなと思っております。これは、今、数字をいただきたいという趣旨ではございませんので、今後のところで御検討いただければということです。

最後の点でありますけれども、アスベストのところですが、かなり丁寧に立ち入り検査をしてくださっていると見ましたけれども、実際立ち入ったところで、飛散防止対策の状況はどういうふうになっているか、あるいはどういうふうに改善されたのかという点について、お尋ねをさせていただければと思います。

以上です。

石井部会長代理 それでは、1つずつ行きましょうか。それでは事務局から回答ありましたらお願ひします。最初は寄与度の。

定環境農林水産総務課総括主査 まずPM2.5の（発生原因の）寄与度ですが、こちらは発生源をどこか調べるために、成分分析を季節ごとに継続的にやっております。そういうデータですか、気象関係のデータからもいろいろ見ておりますが、実際には高濃度が見られる日によって寄与度の傾向が結構違うようです。

府立環境農林水産総合研究所でいろいろ情報をまとめて分析しておりますが、一昨年度、高濃度が見られた幾つかの日についてデータを集めて、高濃度となった主な原因を分析しました。その結果をみると、大陸の汚染源の要因が高かった日もあれば、この地域の発生源の寄与が考えられるとか、日によって原因が違うようでございます。

ですので、今の段階では、高濃度が見られる日ごとに、いろんな情報を集めて総合的に評価をしています。原因を一言では言いづらいところがあるようですが、これもいろいろデータを蓄積しながら取組んでいるところでございます。

次に低炭素に関するご意見ですが。

奥田地球環境課課長補佐 地球環境課の奥田と申します。

御指摘の点につきましては、地球温暖化の実行計画でも、同じような項目に

ついて毎年進捗管理をやっておりまして、その中ではCO₂の削減量も出せるところは出すようにしていますので、またこちらの総合計画の点検評価資料にも反映するようにさせていただきたいと思います。

田中事業所指導課副主査 事業所指導課の田中と申します。

一番最後のアスベストに関する、どういったところを実際見ているかという御指摘に関して、いろいろな点をもちろん見ておるんですが、例えば1つとして掲示板ですね、作業、解体工事するときの掲示板。やはり住民さんに対して不安を取り除くということで、掲示板をきちんと住民の方に対して掲示をしているかとか、逆にしていない場合は即座にするようにという指導もしております。あるいは吹きつけとかの場合であれば、きちんと養生をされないと敷地境界を越えて住民さんにも被害が及ぶこともありますので、やはり養生が破けていないか重点的にチェックさせていただいております。

石井部会長代理 高村委員、よろしいですか。

ほかの御意見いかがでしょうか。

では、大橋委員、お願いします。

大橋委員 質問ではないですが、府民の参加・行動に関しては、おおさかの環境2013年度版の表紙のように、府民がどういう活動をしているのか、ビジュアルで見せていただいたほうが私にとってははるかにわかりやすいので、またそういう資料も、そういう傾向で列記していただけたらありがたいなと思います。

その隣の資源循環社会の構築のところも、フェニックスの処分場の写真を入れていただいてますけれども、上空からの埋立状況がわかるような写真。去年、私が9月か10月に行ったときは十数%の埋立状況でしたけれど、それがどういうふうに埋まってきてているのか、経年変化でわかるような写真もまた載せていただけたら、私にはわかりやすいなと思いました。

石井部会長代理 御要望ということですけど、何か事務局ござりますか。

定環境農林水産総務課総括主査 講じた施策についての資料は、この資料をもとに、環境白書などの施策報告を作成していくわけですが、当然ながらこうした施策の状況をわかりやすく、府民さんにお伝えするコミュニケーション

ツールですので、今お伺いした御意見も踏まえまして、よりわかりやすく、実感を持っていただきやすいような資料づくりに努めたいと思います。

石井部会長代理 大橋委員、よろしいですか。

ほかはいかがでしょう。

じゃあ、坂東委員。

坂東委員 星取表（資料1－1－3の点検評価表）の見方というか、実は私の予想したとおりの部分がありまして、以前、薬師寺さん、定さんがお見えになったときに、考え方としてこういうパターン（点検評価の方法）をとると、どうしても中庸の可もなく不可もなく（という評価）が多くなりますということで、例えば（進捗状況の評価について）星3つが可もなく不可もなくという形で、4つあるいは2つ、1つというの（施策事業）は数少ない。要は、今度は（進捗状況を評価した理由という）中身に入っていかなきゃいけなくなると思うんです。

ということで、1つの事例として私、質問させていただきたいのは、資料の1－1－3の施策No. 1－1、「環境情報の発信」という施策。これよくできましたということで、星取表として4つついています。進捗状況として星が4つ付いてるんですが、自己点検・評価の中身として、多分これが4つになった原因かなと思うのが、「環境白書パンフレットをもとに参照される府民がふえた可能性があると考えられます」と、確かに実際にデータを拝見しますと、2012年が3.5万件アクセスがあって、2013年度が42万件。10倍以上ふえてる。こういうところが、いい評価になった1つのポイントとして挙げておられるのかなと思うんですが。こういう数字で上がるものは、その数字だけで引きずられがちなので、ちょっとこの中身をお伺いしたいんですが。

これ拝見すると、大幅にふえた増加原因というのは、同時期に府内小学校に配布した環境白書パンフレット云々を解析理由とされてるんですけども、これ本当にそうなんですかというのが質問のポイントで。というのは、府内にパンフレットを配布された時期がいつで、アクセス数がふえたのがいつのころかも含めて判断されているのか。

私は、逆に2013年度ってPM2.5の問題で、年明け早々に北京とか中国で、

大陸でものすごく高濃度になったので随分いろんなマスコミに騒がれて、私なんかも一府民としては、大阪府にやってくるとかどうとかというので、しょっちゅう環境情報のホームページにアクセスするようになった。そういうことも含めているんだとすると、ふえた件数、中身、時期とか、そういうことを含めて判断しないと、本当に府の施策としての努力の結果なのか、その辺社会的興味からなのか、ちゃんと識別しないといけないと思う。その点についてお伺いしたいと思う。

定環境農林水産総務課総括主査 御指摘の点なんですけれども、実は事前に先生方に御説明に上がったときに、資料案だったんですが、その段階では、今、坂東先生御指摘のとおりの分析をしてございました。その時点では、アクセスがふえているページは環境白書のページであるということと、ふえた時期は、ちょうど9月ぐらいから、その後、秋、冬にかけてずっと高かったんですね。PM2.5でしたら、その前の時期も高濃度の時期ありましたので、そういうことから、アクセス先と、アクセスがふえてる時期というパターンから言って、アクセスが増えたのはPM2.5の要因ではないなというところまで当たりをつけて、資料案ではそうおつくりしてたんです。

実はその後、もうちょっとシステムを詳しく調べまして、アクセス数がふえている先のページを調べましたら、最初の資料案でお書きした、9月ごろから配り出したパンフレットとはあまり関係ないページが非常にふえていることもわかりまして、ごめんなさい、部会直前になりまして、資料をこの部分は修正をいたしまして、件数としてはふえておりますけれども、その要因についてはわからないと。増大要因については、今、分析中としてございまして、星は3つに戻してございます。申しわけありません。

御指摘の点は、本当にその要因でふえたかどうかについては、できる限りいろんなシステムで、技術者が見ないとわからないような部分もあるようですが、その辺も含めて、なぜこのページに、どこからのアクセスがふえているのかといったことを中心に分析をしているところでございます。

あと、参考までに申し上げますと、ほかの分野も含めまして環境でいろんなホームページをつくっておりますけども、そのアクセス数をいろいろ見てい

きますと、やはり大気環境に関する部分へのアクセス数が、ほかと比べて圧倒的に多うございます。時期的な分析まではできておりませんが、やはりPM2.5などの関心が高いことが、ホームページへのアクセスの数にもかなりあらわれている可能性があるという状況は見てとれております。

坂東委員 非常に詳細に御説明いただいて。計画部会のもとになる事務局、それだけきっちり把握されていることもわかって安心しました。これからもそういう形で、詳細に分析していただけると非常にいいかと思います。

石井部会長代理 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

福岡委員 何かございますか。

福岡委員 いえ、いろいろまとめていただきて、よくわかるようにまとめていただいたので、特にありません。

石井部会長代理 ここの部分は、ほかはいかがでしょうか。

ほとんど坂東先生の御意見、ちょっと言いにくいですけど、星が3つとか4つとかあって、大変すばらしい実績かなと私も思って見ております。

1つ、星が1つというのは残念ながらありますて、これについてもう一度詳しく説明していただけないでしょうか。創エネの設備及び省エネ・省CO₂のお話ですね。この改善の方針とかもあったら、ついでに御説明いただくとありがたいなど。

西井エネルギー政策課総括主査 エネルギー政策課の西井と申します。

昨年度より省エネ・省CO₂機器設置ということで、融資の事業を行っております。太陽光パネル等のものにつきまして、金利1%という形で金融機関と連携をしまして融資を実施しておりますが、これにつきましては、昨年度、予定件数を大きく下回るような形になっておりまして、今年度につきましては、それについて、さらに融資の上限額を上げるとあわせて、あと今までと追加しまして、ガスのコーチェネレーションシステムにつきましても今回追加をして、制度をちょっと充実させるのと同時に、昨年度に引き続き、昨年度以上に企業、団体などに周知活動をずっと行っておりまして、今年度は昨年度以上の融資を行えるように動いているところでございます。

石井部会長代理 もう今年度に入っていますけど、感触はいかが。

西井エネルギー政策課総括主査 今年度につきましても、現在まだちょっと予定件数を下回っている状況ではございまして、引き続き周知活動を続けていく形で進めております。

石井部会長代理 よろしくお願ひしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

坂東委員 お願いします。

坂東委員 今、石井先生からありました、今度はもう一つの1つ星の案件で、資料1－1－3、星取表の7ページ目「魚庭（なにわ）の海づくり大会」、これが1つ星になっております。雨天のため中止ということで、実施したい事業ができなかったということで、これはこうなってるのはいいんですが。

きょうの部会の話題ではないとは思いますが、これって府民に水環境への意識を涵養するための事業とうたっておられる会になっていますが、中身としては水産物を提供するという、実利のところにつられて、言葉は悪いですが、こういう形の会をこういうカテゴリーに入れて、雨降って中止になった、はい、1つ星と。今後の課題、改善の方向としては、雨天のときでも実施できるような形で、申しわけない言い方ですが、非常に安直に既存の流れをそのまま延長する方向で、どうやったら1つ星にならないようにという判断の仕方をされてるんですが。

お伺いしたいのは、主催者側として、そこに参加される府民の方が本当に水環境への改善意識とか、そういうことについての心をお持ちになられたどうかも含めて、例えばアンケートされてるとか、意識の改革が図れたとか、何かそういう指標をお持ちかどうかお伺いしたい。

大道水産課総括主査 水産課、大道と申します。

海づくり大会につきましては、基本的には大阪の漁業、まだ知名度が低いですでの、それを盛り上げていこうという大きな趣旨はございます。やはり漁業をすることになりますと、海の環境が切っても切り離せないので、そういう意味で漁業と海の環境をターゲットとしてPRしてるので、漁業だけじゃなくて、水環境にかかわってるNPOの方にも声をかけさせてい

ただいて、そういった催し物、普及活動も同時にさせていただいております。

御意見にあるように、アンケート調査も実施しているんですけども、ただ先生おっしゃっておられるような趣旨のところまではまだ（把握が十分）行ってございませんので、今後、そういった水環境といいますか、海産業、魚の住める環境もアンケートの内容ということで考えていきたいと思います。よろしいでしょうか。

大橋委員 済みません、今まで。

石井部会長代理 それでは大橋委員。

大橋委員 私、3月に岬町の水産試験場を見学して、泉佐野漁協の青空市場へ行って、競りを見て買い物をして帰るという、バスに20人が乗って行ったんですが。ちょうどその日、風が強くて、漁ができなくて、競りがなくて、何か大阪もんが余りなかったみたいな市場の状況だったんです。でも、水産試験場ではヒラメの赤ちゃんとか見せてもらって、それはそれなりに、きっかけは青空市場で買い物するなんですが、それはそれで連れていったら中身はしっかり学んでくるとこになるので、別にみんな競り見られへんかったらどうのこうのという感想はなく戻りましたので、本人はきっと何か参加しやすいきっかけのほうが、イベントとして出かけるんじゃないかなという感想は私は持っています。

坂東委員 わかりました。

石井部会長代理 そうですね、きっかけという意味では大事かもわからない。この辺いかがですか。ほかは大丈夫ですね。

定環境農林水産総務課総括主査 今の御質問で、「魚庭（なにわ）の海づくり大会」に限らず、いろんな環境イベントを施策としてやっておりますけれども、数値目標として来庁者数とか、あるいはホームページで言ったらアクセス数であるとか、そういった数字での目標を設定していることが多いんですが、実際には我々、そのコンテンツについて、より府民さんに理解していただけるように、より喜んでいただけるように、かつ、ちゃんと目的のことを理解していただけるようにということは、改善しなければいけないと、それぞれの事業を所管する立場で考えておりました。

来場者アンケートはほとんどのケースではとて、ちゃんと理解が進みましたか、やる気になりましたかとか、ちょっとイベントによって聞き方はいろいろですが、そういうアシケートをとて継続的な改善に役立てることは実際にはやっております。

ただ、こういう点検評価シートにその辺の質的なところの把握、反映がまだされ切ってない点はあろうかと思いますので、御指摘の件、今後よく考えて、そういう質的な面の改善も目に見えるようになればとは考えてございます。

石井部会長代理 ほかはいかがでしょう。

じゃあ、福岡委員。

福岡委員 今の海づくり大会に絡んで、私、雨天のため中止で、影響を受けない会場を選定するというところ、私も引っかかりまして。せっかく環境のことを考えるとか、漁業という生産現場ではありますけど、自然環境の中にいて、雨降ったらこうなるということもあると思いますので、それをその現場からまた違う、雨降って大丈夫なところに行くというと、本当の現場を知らない人をふやすだけになってしまふんじやないかなと。だから、逆に少々の雨だと雨の中でやるぐらいの、環境ってこうなんですと言つて、都市環境として人を守り過ぎないようにしたほうがいいかなと思いました。

石井部会長代理 御意見ということですが、いかがでしょう。ちょっと回答を聞きましょうか。御意見ということでよろしいですか。

定環境農林水産総務課総括主査 はい、御意見で承つて。

石井部会長代理 わかりました。

ほかはどうでしょう。

じゃあ、高村委員、お願いします。

高村委員 1つだけ。むしろ事務局には要望でもあるんですけども、先ほど の創エネ・省エネの融資のところですが、ぜひこの施策と予算は当面維持していただきたいと強く思つております、環境審議会及び議会にお出しitだくときに、ぜひ先ほどあった説明と同時に、やはり国の施策も、それから F I T^{*1}が入つて、国の施策もまだ助走段階で、民間金融機関の対応も今いろいろ展開してあるところなので、なかなか府の最もいいニーズに合う制度を

つくっていく、今ちょうどトライアル期間だと思っていて、余り短期的な状況に左右されないで、施策自身はぼんと腹を決めてといいましょうか、動搖されないでぜひ続けていただきたいという要望でございます。

これは環境審議会も議会も、ぜひもし何かあれば、そういう意向はぜひお伝えいただければと思います。

以上です。

石井部会長代理　　これはエールを送っていただいたということかなと思います。

ほかはいかがでしょう。

私のほうから1点質問ですが、資料1－1－2の裏の「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進・共通的事項」の一番右下、関西広域連合云々のところなんですが。一番最後から2行目にカワウ対策がありますね。大変、私気にしてるところなんですけれども、関西広域連合でカワウに対する対策をすることなんですね。

これは単に「対策検証事業を実施」と書いてありますが、これどんなぐあいになってるか、もしもあったら情報提供をお願いしたいなと思います。どなたか、事務局、来られてますでしょうか。

定環境農林水産総務課総括主査　　済みません、ちょっと直接の担当課がちょっと、急遽あれですが、申しわけございません。

いろんな分野に関して、個別の都道府県で対応し切れない広域的な課題について広域連合で取り扱うことをやって、カワウに関しては広域的に回遊性もあるということで、この対策の課題に挙がっているということです。

動物、野生生物に関してはいろんな獣畜被害もありますが、実際の農産物被害は各都道府県下、個別の自治体で対応していますが、山奥の生態系も含めたところは広域的になってくるんで、広域連合で扱おうとかという形で、広域的に扱うものと個別の都道府県で扱うべきものと分けながら取組まれています。カワウは移動性があるため広域的な扱いでやっていこうということで、今、モデル事業的に幾つかの地域でピックアップをして、対策の試行が始まっているところと聞いております。ちょっと詳細なところはまた。

石井部会長代理　　そうですね、また教えてください。

定環境農林水産総務課総括主査　個別の課からまた情報を御説明させていただきます。

石井部会長代理　カワウは在来の鳥なので、侵略的な外来生物みたいに駆除するわけにはいかないですが、その一方でかなりふん害とか騒々しいとか、何かいろんな問題があるようで、どんなふうに進捗しているか、わかつたらまた教えてください。

よろしいでしょうか。大体この部分の時間になりました。よろしければ、次に行かせていただきたいと思います。

次は、重点的な点検・評価で、今回、2つの分野が重点分野となっております。それについて事務局から説明を受けて、質疑という形で進めていきたいと思います。

それでは最初に、全てのいのちが共生する社会の構築、いわゆる生物多様性の保全について事務局から説明をお願いいたします。

赤井みどり推進課課長補佐　みどり推進課の赤井と申します。

それでは、御説明させていただきます。お手元の資料2-1か、あるいはスクリーンをごらんいただきたいと存じます。

全てのいのちが共生する社会の構築、いわゆる生物多様性の保全について、目標と現状、これまでの主な取り組みについて御報告させていただきます。

まず、御説明の順序をお示しいたします。

環境総合計画の目標を御説明いたしまして、その現状をお示しして、目標達成に向けた主な取り組みの内容を、総合計画に掲げたこれらの5つの施策方向別に御説明をいたします。

まず、目標でございます。

計画では、2020年度を目標年次といたしまして、府民の皆様の理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進させるため、以下の3つの指標について目標を掲げてございます。

生物多様性の府民認知度につきまして、目標年度までに70%にすることを目指しております。

また、活動する府民といたしまして、森林に親しんだり、自然環境保全のた

めの活動したりする府民の数を、2009年度時点で約7万人であったものを30%増加させることを目的としております。

また、保安林等、生物多様性保全に資する地域につきましては、指定面積の合計で、2010年度末で8万ヘクタール余りありますが、それを2,000ヘクタール拡大する目標を掲げてございます。

次に、現状でございます。

まず、生物多様性の府民認知度につきましては、2011年度以降、毎年度調査を行っておりますが、図のように、まだ目標には届いておりませんが、増加傾向にはございます。

この調査は、大阪府のインターネットモニターインケート調査で行っておりまして、来年度モニターとして募集いたしました約2,500人の府民の皆様を対象とした調査結果でございます。あくまで参考ではありますが、この方法で府民の生物多様性の認知の状況把握、施策の進行管理に活用しております。

次に、活動する府民の数につきましては、ごらんのとおり大きく伸びており、既に環境総合計画の目標の約9万人を超えております。

内訳を見ますと、山に親しむ推進月間の関連イベントと、河川関係の活動に参加される府民の方が大きく伸びております。山関係のイベントの充実のほか、河川のアドプト関係については、企業のCSRや地域の活動が活発になっている側面がございます。

次に、地域指定についてです。

環境総合計画の策定以降は、保安林につきましては計764ヘクタール、府立自然公園につきまして947ヘクタール、合計で1,711ヘクタール、面積が増加してございます。目標の2,000ヘクタールに対して、おおむね順調に進捗しております。

以上のような現状を踏まえ、課題とその解決に向け、次の5つの観点で取り組みを進めてございます。それぞれの主な取り組みについて御説明させていただきます。

まず、生物多様性の重要性の理解促進でございますが、お手元に2014年3月に改訂しましたレッドリストをお配りしております。2000年のレッドデータ

ブックの策定後、研究の進展、生物多様性をめぐる認識の変化、府内野生動植物の生息環境の変化などを踏まえまして、大阪府レッドリスト2014として作成いたしました。

レッドリストは、絶滅の恐れのある野生の動植物の保護とか、府民に生物多様性の現状を知ってもらうという役割を担っていると考えておりますが、改訂に当たりましては、後ほど御説明いたします大阪生物多様性保全ネットワークが府民の皆様と連携して、分類群ごとの選定ワーキンググループを通じ、調査データを集めまして、大阪府が設置いたしました大阪府レッドリスト改訂検討委員会の委員の皆様方に選定評価をいただきて、レッドリストとして取りまとめを行ったものでございます。

レッドリストの8ページをごらんいただけますでしょうか。

選定種はほ乳類、鳥類等、14の分類群から1,485種を選定しております。レッドリストは、4月に大阪の生物多様性ポータルサイトの「おおさか生物多様性ひろば」等で公表いたしました。公表後、絶滅危惧種として掲載されましたキツネやマツタケ等について新聞報道がなされるなど、生物多様性に関心を持っていただく機会となったと考えております。

次に、今年度からの取り組みでございますが、教員や企業の環境担当者を対象とした生物多様性研修用のためのプログラムづくりを考えてございます。内容は、学校や企業において教員や従業員が生物多様性に関する知識を深め、生物多様性に配慮した行動を進めるための教材とプログラムの作成でございます。

このような取り組みを通じまして、自然環境保護や生物多様性の重要性について理解の促進を図っているところでございます。

続きまして、生物多様性に配慮した行動の促進としまして、活動の場や仕組みづくりとして主なものを御紹介させていただきます。

まず、アドプトフォレストでございます。

これは大阪府が企業と森林所有者の仲人となりまして、企業が荒廃した森林を手入れし、森づくりを行うという制度です。放置された人工林や竹林、荒廃した森林を手入れして、生物多様性確保や地球温暖化防止に貢献します。

2013年度には、森づくりを行う企業等46団体の従業員3,025人が府内の37カ所で、実際に現場で汗を流して、生物多様性保全の行動に参加していただいております。また、生物多様性の重要性に気づいていただくきっかけともなっていると考えております。

続きまして、共生の森づくりです。

大阪湾の産業廃棄物処分場・堺第7-3区におきまして、企業と府民、NPO、大阪府が連携して整備する共生の森100ヘクタールにおきまして、植樹や草刈り等の森づくり活動を行っております。

2013年度は、約1ヘクタールに5,200本余りの植栽を行い、草刈りや自然観察を含め、1,742人の方々、34団体の皆さんに参画をいただきました。

2004年の着手以降、多様な主体により約13ヘクタール、6万2,000本の植栽が行われ、植栽木の手入れの草刈りを含めた参加者はトータルで1万4,000人を数えています。

多奈川ビオトープについて御説明します。これは関西空港第2期工事の土取り跡地に整備されている多奈川地区多目的公園内において、自然再生・ミニゲーションのために整備したビオトープにおいて、府民や企業との協働による自然環境保全活動を進めているものでございます。

大阪府職員有志によるビオトープ研究会を主体とした管理から、今年度は企業、地元岬町、大阪府、そして日本ビオトープ管理士会近畿支部の参画によりまして、多奈川ビオトープ企画・運営会議を立ち上げて、一般府民を対象とした通年の自然観察イベントを実施しております。今年度の参加者は、8月現在で約350人の参加をいただいております。

次に、天然記念物の淡水魚イタセンパラの野生復帰に向けた取り組みについてでございます。

イタセンパラは、生息環境の悪化や外来魚の増加により生息数が激減し、2005年以降は姿が確認されていなかったことから、外来魚の駆除ですとか清掃活動、放流など、長年にわたる府民協働での地道なイタセンパラ野生復帰の取り組みの結果、淀川において自然繁殖が確認され、5月、6月とテレビ、新聞などでも報道をされました。

今後も、環境省、国交省、大阪府、大阪市、大学、市民団体が組織する淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワークを通じ、関係者が連携するとともに、府民が観察会に参加できる機会も提供してまいりたいと考えております。

続いて、府民と連携したモニタリング体制の構築についてです。

府内における生き物の情報を共有・一元化し、モニタリング体制を構築するため、府内の生物多様性についての知見を有する大学、研究機関、活動団体、行政等で構成する大阪生物多様性保全ネットワークを組織いたしました。現在、事務局のNPO法人大阪自然史センターを中心に、約10団体で構成をしております。個々の専門家が持つデータ、ノウハウを集約して、効率的なレッドリストの改訂ですか、保全活動、情報発信、普及啓発を行っております。

続いて、生物多様性保全に資する地域指定について御説明いたします。

大きな面積を占めているものについて、位置づけと状況を御説明いたします。

まず、府の自然環境保全条例に基づきます緑地環境保全地域につきましては、今年度1カ所、面積4.8ヘクタールを、本年6月の環境審議会にお諮りいたしまして、7月に新たに指定をしております。

保安林につきましては、水源涵養、防災、環境面で重要な森林を保全するための制度でございますが、毎年100から200ヘクタール程度の森林につきまして指定が行われております。

鳥獣保護区につきましては、鳥獣の保護のための森林や水辺を指定するものでございますが、府の鳥獣保護計画では2014年度に112ヘクタール追加指定の予定をしております。

府立自然公園につきましては、2011年7月に阪南・岬自然公園として947ヘクタールを新たに指定しております。指定とともに、また自然歩道などの整備もあわせて実施しております。

最後に、エコロジカルネットワークの構築推進について御説明いたします。

大阪府では、北摂、生駒、金剛、和泉などの周辺山系や淀川、湾岸部といった保全すべき生態系と、都市部において保全、創出される拠点的な生態系をつなぐことにより、野生生物の生息・生育空間を確保するエコロジカルネット

トワークの形成が重要と考えております。

お手元の緑色系のパンフレット、「大阪で生物多様性についての取り組みを始めてみませんか」をご覧いただけますでしょうか。7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

おおさか生物多様性パートナー協定制度について御説明いたします。

これは企業の自主的な生物多様性保全活動を推進するために、昨年度創設をいたしました。2013年度では、P. 8にございます3社、門真市のパナソニック株式会社エコソリューションズ社、豊中市のパナホーム株式会社、岬町での南海電気鉄道株式会社、この3社と締結をしてございます。

この協定は、具体的には生物多様性保全に取り組む企業と、大阪府、大学や試験研究機関が協定を締結することによりまして、企業が課題としております学術的、技術的な面を専門機関が支援するとともに、府は連携をコーディネートいたしまして、取り組みをPRすることで、企業の生物多様性保全に関するCSRの取り組みを推進していくこうとするものでございます。

それぞれの会社の取り組みについて御紹介させていただきます。

1つ目のパナソニック株式会社エコソリューションズ社につきましては、門真市の同社の敷地内にあります「はんえいのひろば」のビオトープにおきまして、希少種の保護等に取り組まれております。

協定の内容といたしましては、締結者は大阪府立大学、府立環境農林水産総合研究所、大阪府の3者でございまして、門真市の同社の敷地内にあります「はんえいのひろば」のビオトープにおきまして、カワバタモロコ、ミナミメダカ、ミズアオイといった希少種の保護が行われ、社内ボランティアによる定期的な管理や調査、ホームページなどの定期的な情報発信に取り組まれております。

次に、2つ目のパナホーム株式会社さんです。

豊中市の本社敷地内に、地域の生態系ネットワーク保全と防災セイフティエリアを形成する緑化ゾーンがございまして、そこに「つながりのひろば」を開設されまして、2013年4月19日より広く一般府民の皆さんに開放されております。

この「つながりのひろば」は、豊中市の中環状線と新御堂筋の交差する地点にございまして、この箇所での生物多様性保全の取り組みは、エコロジカルネットワークとして近隣の公園緑地をつなぐものとして期待されております。

協定の内容といたしましては、締結者は府立大学、府立環境農林水産総合研究所、豊中市、大阪府の4者でございまして、ミナミメダカ、カワバタモロコといった希少種の保護活動や、近隣の小学校さんとの連携によりまして、環境学習の場としても活用をされております。

3つ目といたしまして、南海電気鉄道株式会社でございます。

関西空港第2期工事の土取り跡地に整備されました、岬町多奈川地区多目的公園で保全活動に取り組まれております。太陽光発電施設や製菓工場、野球場グラウンドが配置された公園内に、ミティゲーションとして整備されたビオトープでございます。

協定の内容につきましては、締結者は府立環境農林水産総合研究所、岬町、大阪府の3者でございまして、多奈川ビオトープでの企業連携として、自然観察会や定期的な保全活動、府民を対象としたハイキングイベントなど、活動に取り組まれております。

最後に、チョウのまちプロジェクトを御紹介させていただきます。

地域での生物多様性保全の取り組みを進めるために、2013年度に堺市にモデル地区を設定いたしまして、モデル地区内の小学校においてチョウの観察会など、出前講座を実施して、小学生に対して教材としてモニタリングシートや観察図鑑を作成いたしました。お手元のチョウの図鑑でございます。

実施に当たりましては、大阪府立大学と連携いたしまして、専門的な立場から御指導や御提案をいただきました。

モデル地区内には、緑の拠点となる大仙公園、大泉緑地、府立大学がありまして、こちらを地域内の小学校がつなぐことで、エコロジカルネットワークの構築や、さまざまな主体が参画できるような仕掛けを検討したものでございます。今年度は堺市が主体となりまして、小学校への指導や関係者への働きかけなどを行っているところでございます。

このプロジェクトの成果として、チョウを指標とした環境評価の手法が策定されております。観察されたチョウの種類、種数から数値化し、自然度を判定するもので、今後は各種観察会などで活用できるよう普及していきたいと考えております。

以上、長くなりましたが、これらの事業を通じまして、引き続き府民の皆様に生物多様性保全の重要性を認識し、行動していただけるように取り組んでまいります。

御報告は以上でございます。

なお、生物多様性の保全の分野の25年度の主な施策事業の自己点検評価結果、資料1－1－2、資料1－1－3に掲載しておりますので、あわせて御議論いただきますようお願いします。

以上でございます。

石井部会長代理 それでは、委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

では、大橋委員お願いします。

大橋委員 5枚目のスライドに参加する府民のグラフが出ていますけれど、下水道関係イベント等が、生物多様性の損失をとめる活動、具体的にどういう内容なのかを教えてください。

定環境農林水産総務課総括主査 こちらは都市整備部で行っているイベントですが、下水道関連の施設などでイベントをやってるんですが、そこで水の大切さ、そういったことを端的にいろんな方に理解していただけるような出し物があるということとして、水をきれいに保つことを大きく捉まえれば、自然を高めるというか、自然の質を高めることにつながるという観点から。

そこの中で水辺の活動ですとか、そういったことの普及啓発とか活動報告であるとか、そういったことも広く行われてます。水辺の活動をやるときには水の生き物を調べたりとか、そういった内容も多く行われてます。子供さん中心にした水辺活動は割と各地で継続的に行われてまして、そういう活動もありますので、そういうことを含むイベントとして合算をしてございます。必ずしも下水道の話だけをやってるイベントではないということですので、

ここで対象としております。

石井部会長代理 よろしいですか。

大橋委員 はい。

石井部会長代理 それでは、ほかはいかがでしょうか。

この部分は私もかかわっていて、なかなか質問もしにくいところですが、あえてそこは心を鬼にして聞かせていただきたいんですけど。幾つか指定したり選定したりしているわけですが、この後どうするかを、今4つについてお聞きしたいなと思っています。

パワーポイントの資料12番目。「生物多様性保全に資する地域指定の拡大」で、先般の環境審議の中で豊能の地域1カ所指定しました。ここは里山地域になっています。聞きたいのは、その後どうするんですかという、その線を引くだけだと里山ってだめになってしまふので、その辺どうするのかなど。

同じような流れですが、これも私かかわっていてやりにくいんですが、レッドリストの2014がめでたく出ました。これはすばらしいことだと思うんですが、この中で画期的なことに生態系、43ページですね。危機に瀕している生態系を幾つか取り上げてランクをつけています。さらに47ページでは、大阪府内の生物多様性ホットスポットという形で、これもABCのランクをつけて、このあたりちょっとぼかしながらも指定したところなんですね。指定した後どうするんですかという、これも嫌な質問ですが。

レッドリストそのものには、2000年に出たものに、ちょっと分野が違うので、増減についてはなかなか言いにくいですが、前回と同じ分類群について言つても、大幅に種数がふえてるということなんですね。指定したんですが、その後どうするんですかと。指定した、選定したその後どうされるんですかというのに対して、何か方針があつたらお聞かせいただければと思います。

赤井みどり推進課課長補佐 まず初め、1つ目の緑地環境保全地域の指定でございます。これは具体的に申しますと、豊能地域の残土の崩落があった近隣の場所でございまして、自然公園にも近接しているということで、里山を保全、守りたいという目的で、ことし指定をいたしました。

今後どうしていくかということですが、まだナラ枯れとかも入っておらない

地域で、ちょっと（ナラ枯れの進行が）おくれてることがございますので、松枯れも見られるようでございます。その辺、所有者の方々と御相談しながら防除ですね、そういうことからやる必要があれば入れていきたいと考えております。

また、ちょうど（地元町からの）申し出によって指定したところもございますので、地元の町さんとも御相談しながら活動を入れるとか、そういう形も検討していきたいとは考えてございます。

あと、生物多様性ホットスポットにつきましては、これまでの自然環境保全条例での自然環境保全地域ですとか、また緑地環境保全地域、あるいは府立自然公園等々でも、ある程度保護されたようなところが多く指定されてございますので、引き続きその制度にのっとって保全をしていくことと、また府民の皆様による保全活動などもございますので、そういったものを今後支援する、そういう形でも進めていきたいと考えております。

あと、生態系の保護ですね。これは種数の増に対する方策だけじゃなくて、種だけではなくて、そのエリアを残していくということから、その生態系の保護ということで掲げてございますので、同じような形で地域指定の法制度等も活用しながら保全してまいりたいと考えてございます。

石井部会長代理 大変だと思いますけれども、よろしくお願いしますということですが。レッドリストが出たときに、今御説明にあったように、新聞報道でも幾つかマツタケの話とか出たわけです。御存じだと思いますけど、43ページ、44ページあたりに掲載した生態系の中では、マツタケがとれるところというとアカマツ林になるんですね。43ページの下のBランクにある下から4番目の大規模なアカマツ林とか、もっと言うならば、もうちょっと乾いたアカマツ林でなきやいけないので、44ページのCランクの2番目にある貧栄養なアカマツ疎林がマツタケにはいいんですね。

何が言いたいかというと、大阪の自然環境をどんなふうにしたいかというイメージが必要かなと思うんですね。アカマツ林はとっくになくなりつつあって、放置すると、恐らくなくなってしまうんじゃないかと思うんですね。相当派手に何かしないとアカマツ林は維持できないんですね。それをどうする

かという方針を、どこかで決めなきやいけないのかなと思うんですが。この辺についても御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

ほかはいかがでしょう。

では、福岡委員。

福岡委員 今の御説明とは関係ないかもしれません、先ほどナラ枯れというお話が出てまして、去年に比べて、ことし結構ナラ枯れ入ってしまったところがあるというのを、林業というか、そういう関係やっている知人とかが言ってまして、大阪府内の話ですが。あとは竹ですね。竹がかなり増殖しているところがふえてきていて、竹を何とかしないと、その生態系、生物多様性がまただめになっていくというか、竹ばかりになってしまふこともあるんじゃないかと思っていますので、その辺のところも余り出てきていないし、もともとの計画策定段階では余り想定されていない、ナラ枯れとか特に想定されてなかつたのかもしれないですが、想定されていないことでも深刻になってきそうなことについて、今後の手立てとか考えていっていただけたらと思います。

原みどり推進課長 みどり推進課の原でございます。

ナラ枯れにつきましては、確かに北摂の高槻から始まりまして、徐々に南下し始めまして、淀川も越えて生駒山系にかなり今回、7月ごろに出ているということで、現地の調査をしてございます。

線的には河内長野のほうまでおりてきておりますので、その辺についての駆除等につきまして、国費も入れながら対応をしていこうというところで。ただクヌギ、コナラの巨木が主体的に（被害に）あっていますので、次代を担う若い木も育っておりますので、一定の遷移の過程になっているかと思っておりますので、その辺観察しながら取り組んでいきたいなとは考えてございます。

また、竹につきましても以前から拡大しております、いろいろと我々も今まで対策等とってきておりますけども、先ほど御紹介もありましたアドプト制度という形での企業さんとの協力も得ながら進めています。非常に手のかかる対策等もございます。林業とか、そういう業にかかるとこ

ろも多分にございますので、なかなかこちら（環境総合計画）での表現が少
ないところもありますけども、今後その辺等もうまく調整しながら、こちら
のほうでの取り組みもまた進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひ
いたします。

石井部会長代理 よろしいでしょうか。

それでは、大体時間ですので、よろしければ次行かせていただきたいと思
います。

では次に、魅力と活力ある快適な地域づくりの推進、この分野につきまして
事務局から御説明ください。お願いいいたします。

定環境農林水産総務課総括主査 それでは、重点的な点検・評価分野、2つ目
といたしまして、魅力と活力ある快適な地域づくりの推進に向けてというこ
とで御説明をいたします。

この分野は3つの部分、1つ目はみどりと水辺の保全と創造、2つ目は景観、
歴史的・文化的環境の形成、3つ目は快適な都市環境の形成、これらの3つ
の柱で構成されております。この順番に施策実施状況について御説明をして
まいります。

「みどりと水辺の保全と創造」につきましては、2009年に策定いたしました、
みどりの大阪推進計画に基づいて施策を推進しております。計画期間は2025
年までとなってございまして、将来ビジョン・大阪に掲げております「みど
りの風を感じる大都市 オンリー1」のビジョンの実現プランと位置づけら
れております。基本戦略としまして、ここに緑の字で書きました4つの戦略
を掲げております。

なお、この計画で言います「みどり」とは、市街地周辺の森林ですとか市街
地の中の緑地、農地のほか、それらの緑と一体となった水辺やオープンスペ
ースも含む概念と捉えてございます。

みどりの大阪推進計画ですが、2025年度を目標年次として、府域の緑地の確
保と市街地の緑化について目標値を掲げております。府域の緑地を約4割以
上確保する目標に対しまして、現状、おおむね4割で推移をしております。
市街化区域内の緑被率は、目標20%を掲げておりますが、現状は14%で開き

がある状況でございます。

次に、みどりの大阪推進計画では、みどりの風を感じる大都市・大阪の実現につなげるために、府民が緑を感じて、緑をふやすための行動を実践することも重要であると考えてございます。そういった府民さんの意識、行動の状況を把握するために、こういった指標を設けて目標値も設定をしてございます。

まず、大阪府域に緑があると感じる府民さんの割合を、現状約5割から目標としては8割にふやすことで設定をしてございます。毎年、大阪府のインターネットモニターアンケートで調査をしておりますが、計画策定時から現在まで、特に大きな変化はございません。ただし、市街地内の緑に関しましては、若干緑があると感じる府民さんが少しふえている傾向が見られます。

なお、この調査は自己申告制のモニターを対象としたものですので、府民の状況を統計的に反映したものではございません。

次に、緑をふやしたり、緑に接したりするさまざまな行動を実践した府民さんの割合を指標として設定いたしまして、これが8割になることを目標として、さまざまな普及啓発に取り組んでおりますけれども、これまでのところ、ほとんど変化は見られておりません。

こういった「みどり」に関する目標達成をするために、4つの基本戦略を設定して取り組んでおります。

まず、1つ目の戦略として、「自然環境の保全と再生」がございます。

この戦略に基づく代表的な取り組みとしましては、周辺山系や農空間を対象とした施策として、放置森林対策行動計画に基づく間伐の推進ですか保安林の地域指定、遊休農地の解消対策といったことを行っております

また、臨海部のみどりの再生の取り組みとして、堺市の臨海部の廃棄物埋め立て処分場跡地におきまして、府民、事業者との協働によります共生の森づくり活動を展開してございます。そういった活動を支援しております。

次の戦略としまして、「みどりの風を感じるネットワークの形成」がございます。

この戦略に基づく代表的な取り組みとしては、みどりの風促進区域がござい

ます。府内12路線、延長約200キロメートルにわたって、大きな道路や河川を中心としまして、その両側約100メートルずつの区域を指定しまして、公共用地も民有地も含めまして、さまざまな緑化促進の施策を集中的に行うと。それで、みどりの軸を形成しようというものです。これまでに民有地も含めまして、合計1万本近い植樹が行われてきております。

次の戦略として、街の中に多様なみどりの創出という戦略を設定してございます。

この戦略に基づく代表的な取り組みとしては、府有施設の緑化推進計画に基づきまして、府有施設の緑化を進めております。民有地でも自然環境保全条例に基づきまして、建物の建築に際しまして、緑化基準を設けて緑化を促進しております。

一番下ですが、ネーミングライツ方式といいまして、緑化の整備と維持管理を企業が実施をするかわりに、緑化施設に企業名を掲げることができますという方法で、都心部のみどりの創出に取り組んでおります。平成24年度には、新大阪駅前でこの方式の緑化空間が完成をいたしました。

最後に、4つ目の戦略としまして、行動の促進がございます。

この戦略に基づく取り組みとしては、地域とともに小学校の芝生化を推進する事業で、これまでに182校で実施をいたしました。

また、花いっぱいプロジェクトと称しまして、小学校で育成をした花苗を地域の道路とか公共空間の緑化に活用する取り組みも行っております。

地域の方が地域の緑化に取り組むことで、地域のみどりの大切さを実感して行動につなげるといった住民の方がふえることによる地域力の再生といったことを目指して取り組んでおります。

次に、魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成という部分について御説明をいたします。

環境総合計画では、この部分について数値目標は掲げておりませんが、魅力ある景観の形成としましては、法や条例などに基づく規制などとともに、地域の活力づくりに活用することによって、すぐれた景観の積極的な保全につなげていくとしております。

また、歴史的・文化的環境の形成といったしましては、府内の歴史文化資源を保全するとともに、観光やまちづくりに活用いたしまして、百舌鳥古市古墳群世界遺産登録といった取り組みなども通じまして、都市の魅力や地域の活力づくりを推進するとしております。

まず、景観保全に関する主な取り組みについて御説明をします。

規制や誘導による景観づくりですが、まず景観法や景観条例、これは地域の景観計画を定めますとともに、一定規模以上の建築物などについて事前届け出を義務づけて、数々の規制、指導を行う制度でございます。25年度まで府域の76%の区域で景観計画が定められております。

屋外広告物については、禁止区域や許可区域を定めて規制をする制度で、25年度は600件以上の屋外広告物の許可が行われております。

建築協定制度は、区域内の土地所有者の合意で建築物の形状や意匠などについて基準を定めるもので、25年度末現在で合計1,029ヘクタールの地区で定められております。

また、平成6年に設立された美しい景観づくり推進会議では、学識経験者やさまざまな関係団体が連携をして、地域の景観づくり活動、さまざまな啓発ですとか地域の活動を展開しております。

次に、優れた景観を活かした地域の活力づくりについて、主な事業を御説明いたします。

水都大阪の推進に向けた取り組みにつきましては、2001年度に「水都大阪の再生」が政府の都市再生プロジェクトに決定したことを受けまして、2003年度に「水の都大阪再生構想」が策定されました。この構想に基づきまして、親水護岸や船着き場など、水辺のにぎわいの拠点づくり、それから中之島周辺での橋梁のライトアップなどによる光景観づくり、緑を生かしたにぎわいづくり、そういうものを展開する「中之島にぎわいの森づくり」ですね、そういう施策に取り組んでまいりました。

また、水辺のにぎわい創出事業としまして、水都大阪2009、こういったイベントを実施しますとともに、この理念と取り組みを継承したイベントを、その後の年度でも実施をしてございます。

2013年度からは「水と光とみどりのまちづくり推進事業」としまして、水と光の首都大阪の実現に向けまして、さまざまな民間主導の取り組みを推進してございます。

一番下②ですが、ため池を中心とした健全な農空間の景観の保全を図る「オアシス構想」を展開しております。これまで36地区で事業を行っておりまして、地域住民の方が草刈りなどの維持管理活動を行ったり、子供たちによる生物観察とか植栽活動といった地域の活動もあわせて支援をしたりして、地域づくりもあわせて進めていく構想で取り組んでおります。

次に、歴史的・文化的資源の保全継承、歴史・文化の観光やまちづくりへの活用で、主な事業を3つ御紹介をいたします。

文化財の保存、管理につきましては、さまざまなこういった文化財の保存、管理の事業を行ってございます。

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録の取り組みにつきましては、2011年度に大阪府と関係自治体による世界文化遺産登録推進本部会議を設置いたしまして、さまざまな学術検討会議や登録推薦書の原案の作成などを行っております。

ことし3月には、地域活性化ビジョンを作成しまして、良好な景観や緑の充実などを含んだ地域づくりを連携して行う方針を策定したところです。

博物館運営事業も、文化財の大切さ、価値を府民や来訪者に知っていただくような活動、事業を展開してございます。

次に、快適な都市環境の形成の1つとしまして、騒音・振動の防止という施策を展開してございます。

騒音については、道路交通騒音について2020年に環境保全目標を95%以上達成することとしてございます。2012年度の状況ですが、府域の道路沿道の約86万8,000戸の住居に対しまして、環境基準の達成率は93.6%、少しづつ改善をしてございます。

主な取り組みとしましては、高架道路を中心に遮音壁の設置、それから交通量の多い道路を中心に低騒音舗装の整備を継続的に実施してございます。

ここに絵を描いてございます。図の右側が低騒音舗装ですが、左側の普通舗

装と比べまして、3デシベル程度の低減効果が見込めるとされています。圧縮された空気が隙間の多いアスファルトの中に入り、それで音が小さくなるという構造です。3デシベルぐらいの低減効果は、交通量が半分になったのとほぼ同じぐらいの効果がございます。2011年度以降で、ここに書いておりますような施工実績がございます。

これ以外にも、都市整備部によりますバイパス道路の整備など、交通流の円滑化のための対策も進めております。

それから、ヒートアイランド対策についてでございます。快適な都市環境の形成の1つの柱でございます。

2004年に策定しました「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づきまして、夏の熱帯夜日数の減少と、クールスポットの創出などによる夏の日中の熱環境の改善と、この2つを目標に掲げて対策を推進してございます。

この計画につきましては、これまでの進捗を踏まえて、今後の目標ですとか適応策も含めた対策について、今現在、大阪府環境審議会の温暖化対策検討部会において検討しております、今年度中にまた計画を改定する予定でございます。

ヒートアイランド現象の状況について御説明いたします。

2つのグラフがありますが、左のほうは年平均気温の推移を示しております。全国平均と大阪での推移でございますが、このグラフの下、青いラインですが、全国平均気温の上昇傾向は地球温暖化の影響によるものとおおむね考えられます。上の大阪の平均気温の上昇率は、全国と比べて上昇率が大きくなっていますが、この上昇率の差が大阪のヒートアイランド現象の進行によるものと考えられております。2000年以降は、大阪の平均気温の上昇はおおむね頭打ちの傾向を示しております。

それから熱帯夜日数ですが、右側のグラフ、大阪、豊中、枚方のデータで示しております。5年移動平均ですけれども、2000年と2011年の日数を比べますと、若干減少傾向にございます。

なお、参考までにですが、東京や名古屋の大都市では2000年以降も増加傾向を示しております。大阪はそれと比べて若干の低減傾向を示しております。

次に、主な取り組みですが、まず府の条例に基づきまして、事業者に対して人工排熱の抑制の助言、指導を行っております。対象事業者は、燃料、熱、電気を合算したエネルギー使用量が原油換算で年1,500キロリットル以上の大企業として、2013年度は757の事業者が対象となっております。3カ年ごとに計画を提出させて、年度ごとの実施結果の報告も受けまして、その内容について指導とか助言を行うものでして、計画と実績報告についてはウェブ上で公開をしております。

次に、産官学の連携による「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」におきまして、対策技術の研究、普及啓発などを行っております。すぐれた対策技術を認証しまして、技術開発をする企業さんを支援し、技術の普及を図っております。それからアイデアコンペ形式による技術の普及啓発、府内の水辺や緑で涼しさを感じることのできるクールスポットを府民さんから公募して、それをPRすると、そういった事業も行っております。

最後ですが、2011年から12年度に環境省の委託事業でヒートアイランド対策効果シミュレーション事業を実施いたしました。2011年度には、建物や街区単位でヒートアイランド現象を、大気に与える熱負荷量として計算する計算モデルを開発いたしました、2012年度には大阪府内の市街地及びその周辺でヒートアイランド現象の対策を優先的に進める必要があるエリア、優先的な対策エリアですね、このエリアにおいていろんな対策を講じた場合に、どれぐらい気温が低減するかと、これを計算できるモデルを開発いたしました。これらのモデルは、地域の対策の検討に役立てていただくために、ウェブ上で公開をしております。誰でも使って計算に活用できる状態にしております。

御説明は以上でございます。

なお、この分野、快適な地域づくり分野の、25年度の主な施策事業の自己点検評価結果につきましては、資料1-1-2及び1-1-3、先ほどごらんいただいた資料で掲載をしてございます。

御説明は以上です。

石井部会長代理 それでは、委員の皆さんから御意見伺いたいと思います。いかがでしょうか。

では、大橋委員。

大橋委員 「ヒートアイランド対策推進計画」を今年度中に改定される予定だそうですが、現状の2000年の46日から現状の3割減らす、30日にするには、今43日という経過では難しいような気もしますし、気象庁は熱帯夜が10年で2.9日ふえている傾向が続いているとヒートアイランドについては言っていますし、この辺の見直し、計画は、3割をふやすのか減らすのか教えていただきたいのと。

それから、17ページに対象事業者が757事業者と出ていますが、主にどういう業種の事業者さんなのか教えていただきたいのと、もう一つは大阪湾の海水温の影響はヒートアイランドに関係があるのかないのか。今の海水温は上がっているのかどうか教えてください。

石井部会長代理 それでは事務局、お願いします。

奥田地球環境課課長補佐 地球環境課の奥田です。

先ほど御指摘がありました、5年間の移動平均で、大体2000年から2025年までに3割、住宅地域の熱帯夜数を下げる目標ですけども、現在の計画の中、今回の資料には載っていませんけども、当然その間に地球温暖化によってベースが上がってくることは考慮していくとして、地球温暖化によって全世界的に上がる分を除いて（熱帯夜数を）評価することを、一応そこで書いてます。

今回資料に載せています16ページの数字については、温暖化によってベース分が上がっている分も含めて、大阪の3都市では大体2000年から0.8掛けぐらいの数字になっている状況になってまして、温暖化によってベースがどれぐらいふえたかも今後しっかり評価して、3割がヒートアイランドの対策によってどういう効果が出るかということも、今回、計画改定の中で検証していくと考えています。

17ページの条例に基づく業種ですが、これははっきり言ってさまざまです、（対象事業所の年間の燃料使用量が）1,500キロリットル（以上）で原油換算ということですので、当然オフィス、大きいとこですね。例えば大阪府庁もこの条例の対象事業者ですし、製造業、これについては石油、鉄鋼、全ての業種が、（対象規模の条件が）燃料使用量ですので、特に燃料を使用してい

るところは全て該当します。大きい百貨店とか、そういうとこも全て入っているということでございます。

海水温の上昇については、ヒートアイランドの関係については、ヒートアイランドは、どっちかというと、都市化で、建物などの表面が高温化するということで、蓄熱してなかなか熱が下がりにくいこととか、自動車とか工場の排熱、こういったものが原因とされていますので、ヒートアイランド現象については、海温との関係について余り今まで言及されたことはないということは言えるかなとは思います。

熱容量が海水の場合高いので、若干、一旦上がってしまいます。例えば死水域で（水温が）上がってしまうと、下がりにくいことはあるかもしれませんけども、海域についてはかなり容量が大きいですので、それとの関係は、むしろ海風の方向とか、むしろのそちらのほうが大きいのではないかとは思います。

石井部会長代理 ということですけど、大橋委員、よろしいですか。

ほかの観点から御意見ございますでしょうか。

では、坂東委員、よろしくお願ひします。

坂東委員 不勉強でわからないので教えていただくことから始めないといけないんですが。ヒートアイランド現象と書いておられる、例えば16ページの資料で、ヒートアイランド現象と言うときは、その周辺地域との温度差がどれだけ高くなるかという定義があるのかと思うんですが。そのことと、16ページの資料で、今度は熱帯夜数の推移が絡めて書かれているんですが。平均気温がこれだけ上がってくると、熱帯夜数について言うと、ヒートアイランドによる気温の分と、結局はベースの気温が上がってきている部分がかかわってくると思うんですが、まずヒートアイランドの定義を簡単でいいですが、教えていただけたらありがたいですが。

柴田地球環境課総括主査 地球環境課の柴田と申します。

まず、ヒートアイランド（対策の目標）の、熱帯夜の削減ですが、基本的には都市化が結局進んで、要はコンクリートとかアスファルト、一般の都市整備部門ですけど、そこで基本的には昼間の熱を蓄熱して、それを夜間に持ち

越して、夜間に熱を大気に放出することから、基本的に夜間においても熱帯夜がふえてきているといったことが、ヒートアイランド現象の1つの主な原因になっています。

我々としましても、もちろん都市化傾向によって昼間に暑くなる対策は、もちろんそれもあるんですが、やはり寝苦しい熱帯夜がふえてきている状況でございますから、まず熱帯夜削減に着目して対策をとっていることになります。大体夜間でも、朝の5時ごろに温度が25度を下がらない。そのようなところを大体見て、できるだけ、それを削減するような対策をとっているという、それを視点にしているということです。

こここの表につきましては、ヒートアイランド現象が全般に、さっきも言いましたベース自体が上がってきていることと、それも差し引いて評価していくかなあかんという部分も、ちょっと参考にグラフをちょっとつけさせてもらつてることでございます。

坂東委員 そうしますと、おっしゃってる意味は、熱帯夜を1つの指標にして、ヒートアイランドの現象、その定義がどうのこうのというよりは、全般的にそこを抑えることが多分効果的なんだろうというお話なのかなと理解しました。

そのときに、先ほどから何度も御説明もありましたけど、都市化、あるいは都市整備とのかかわりになってくると、これは府の行政としての立場からすると、独立の部分があると思うんですね。要は都市整備としてやっていかれる部分、そのときに、じゃあそのヒートアイランド対策、熱帯夜対策として、こういう視点を頭から取り入れて判断してやってよということが府として可能なのかどうか。

要は、現象としてヒートアイランドとか熱帯夜の増加が起こってしまってから、今度、それを後追い的に、じゃあ我々はそれを抑えるためにという議論を今してはるだけのような気がちょっとしたもんですから、そのあたりはどうなんでしょうか。しょっぱなから、そこのところ（都市整備の部分）を考慮してやれとおっしゃられるのかどうかという視点。

柴田地球環境課総括主査 おっしゃるように、基本的には都市化傾向が進んで

しまった状況からこのヒートアイランド現象を緩和していかないかんということで、もともとこの計画が、（都市が）でき上がってしまっているところを、できるだけ熱帯夜を削減するために温度を全体的に下げましょうかという対策をしていかなあかんというのがこの計画なんですけれども。

基本的にヒートアイランド現象を緩和する対策、技術としては、でき上がってしまった都市形態に対して、そういった後づけの技術も当然ありますし、例えば高温化抑制のための高反射率化の塗料であるとか、建築に対してそういった材質を使うとか、あるいはこここの議論の中でもありますように、緑地面積をふやしていって、気化熱である程度都市を冷やしていくとか、こういったことを進めていくということです。

もう一つは、もともと温暖化防止条例、平成18年ですね。ここで757事業者の人工排熱の低減も、実際は今、生産活動をしている1,500キロリットル以上の大規模事業者に対しても、一定ヒートアイランドに寄与する人工排熱を抑制する制度を進めてやっているということかなと思いますけど。

坂東委員 済みません、大体説明していただいたと思います。

あと、最後にこれに関して1つだけ。寝苦しさというのは、これは私、個人的な実感かもしれませんのが、温度だけではなくて、湿度も加味しなければいけないんじゃないかなと思うんですが。要はそういう温度、湿度を含めた指標としての判断基準みたいなものがあって、そういうものに照らし合わせたときに現実に今どうなのかとか、そういうことは検討されているんでしょうか。

柴田地球環境課総括主査 質問に対するきっちりした回答になるかどうかわかりませんけど、まず1つは、ヒートアイランド現象がまず起きて、非常に寝苦しい夏がありますよということで、基本的には、まず都市全体の気温を下げていこうかということで、先ほどのいろんな対策をやっていって熱帯夜数を削減すること、これはあくまで気温です。いわゆる25℃以上の日数をとにかく減らしていこうという対策が1つです。

もう一つは、快適性という意味かなと思うんですが、実はそれも既に大阪の都市化が進んでしまって、都市形態を改善するには当然時間も費用もかかってきます。もちろん2025年に削減するための目標で進めていくわけですが、

夏はやはり非常に暑くて、ここ最近でも、去年でも熱中症が4,000人を超えているという、大阪府内ですけど。非常に暑熱環境が悪化しているということで、夏の暑いものを何とかうまくやり過ごすという、そういういた適応策の考え方もございまして。

今、いろいろうちが検討しているのは、気温だけじゃなくて、例えこういった緑化の中でも、そういういた暑熱環境、熱中症を予防するにはそういういた暑熱環境を改善する指標といいますか、今、我々が進めてるのは、いわゆる日射量、いわゆる高熱環境を植栽がどういう形で低減するかとか、そういうものを検討して、指標化していけたらいいかなという視点ではあります。

坂東委員 何か私もちよつと不勉強ですが、快適指数とか、何かそういう指数、指標みたいなものがあるとか聞いたことがあったので、湿度も含めて判断すると、かなり良い、悪いの判定が多少違うということも聞いたので。

柴田地球環境課総括主査 そうですね、先生がおっしゃってるのは、多分室内環境の中ではSET*^{※2}、そういういたもの。あるいはWBT^{※3}とか、そういういた指標があるんですが。もちろん、それだけではなかなか都市の中のクールスポットをうまく評価できるかといいましたら、なかなかうまく評価できない。

実際に、例えば非常に暑い中で植栽があって、そういういた赤外放射をある程度緩和する効果が当然ありますので、そこをうまく評価する指標をつくっていくというところをきっちりと（できるよう取組んでいます）。SET*については、（赤外放射の緩和の効果について）数字の差がなかなか出ませんので、そういういたところも今きっちり測って、指標を今検討中です。

坂東委員 どうもありがとうございます。

石井部会長代理 よろしいですか。

それでは、高村委員、どうぞ。

高村委員 1つ御質問と2つ意見でございます。質問は、スライドの6枚目になります「みどりと水辺の保全と創造」の基本戦略1ですが、主な取り組みの一番上にあります周辺山系・農空間の保全・再生という、生物多様性の観点からも非常に重要だと思っております。これらの地域の活力という意味で

もそうかと思うんですが。

お尋ねしたかったのは、幾つかアドプトフォレストの取り組みを含めて、間伐材の利用がどれぐらいできているのか。具体的に想定していますのは、F I Tのもとでバイオマスの発電等々などの利用が、一定の経済的ベネフィットとして返ってくるように思いましたが、なかなか難しいとも聞いてるものですから、この点について少し情報をいただければというのが1つ目です。

2つ目は、きょうの前半の生物多様性もそうなんですが、それぞれ非常に関連をしている、あるいは他の環境分野とも関連しているところが多くあると思いまして、そういう連携をうまくとっていただければと思っております。

あくまで1つの例ですが、スライド17でヒートアイランドの対策、大阪府は、ある意味では非常に先進的にやってらっしゃるところだと思いますが。幾つか建物の省エネともかかわる、例えば外断熱なんかはそうだと思うんですが、先ほどの創エネ・省エネの融資の取り組みとうまくいかないかとか、今のはあくまで一例でございますが、幾つかうまく連携すると双方進むようなものが幾つかあるように思いまして、それをぜひ御検討いただければと思います。

3点目は、これはむしろ複数年の見直しにかかるかもしれません、先ほど生物多様性で石井先生が御指摘になったところ、実は全く同感でして、これは評価の指標にもかかわってくると思うんですが。これまでの緑地の割合とか認知度という形で指標をとっていただいていると思うんですが、それは維持した上で、恐らく多分次のステップは、例えば大阪府の生物多様性、生態系にとって非常に重要なものを、どうやってうまくそこに重点を置いて保護していくかという指標といいましょうか、目標が何か必要になってくるんではないかと思いまして、これは複数年の見直しのところで、ぜひ検討いただければと思います。

以上です。

石井部会長代理 それでは、もしも回答がありましたら。間伐材のことですかね。

原みどり推進課課長 みどり推進課の原です。

間伐材につきましてですけども、ここでも取り上げておりますのは、間伐が

おくれておる森林に対して間伐を実施するということで、間伐等ということで材が発生するんですけども、よく御存じと思うんですけども、山のことでございまして、非常に急傾斜地が多いものですから、なかなか材の利用をするのも、下まで持ち出すのも非常に困難な状況でございまして、間伐材の利用はなかなか難しいところがございます。これにつきましては、間伐材を搬出するため、いろいろな機械の導入だとか道の整備だとか進めてございまして、今のところ（年間）4,000立米程度の利用を図っているところですが、それの倍増を目指して頑張っているところでございます。

あと、先般、7月末に大都市で、木質バイオマスでの発電所の建設がいよいよ民間事業者によって取り組まれまして、その中で、今後そういう間伐廃材等を含めた中での多角的な木質系の利用も図られていくところでございますので、今後この辺の利用については、拡大の方向で取り組んでいきたいと考えてございます。

薬師寺環境農林水産総務課課長補佐 あと、生物多様性の指標ということでございます。御意見のとおり、複数年サイクルのところに含めまして、ご議論いただきまして、参考に取り入れていきたいと思います。よろしくお願ひします。

石井部会長代理 高村委員、よろしいですか。

高村委員 はい、結構です。

石井部会長代理 それでは大体、ちょっと時間過ぎましたかね、特に御意見なければ先進めたいと思います。

それでは、単年度サイクルの点検・評価としまして、議題1と2を御審議いただきました。委員の皆様の御意見、御指摘を踏まえて、大阪府において点検・評価結果を取りまとめ、部会に報告するとともに、点検・評価の結果を踏まえて、今後の施策事業の改善を図るようにお願いしたいと思います。

幾つかあったと思いますけど、完全に回答できていない質問等がありましたら、事務局で回答を作成しまして、各委員に御報告くださるようにお願いしたいと思います。

以上のような対応をとることを前提といたしまして、環境総合計画は適切に

進行管理されているとみなしてよろしいかどうか、お諮りしたいと思います。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

石井部会長代理 どうもありがとうございます。

本日御審議いただきました単年度サイクルの点検・評価の結果ですが、先ほど事務局からもございましたように、9月12日に大阪府環境審議会がございますので、そこで報告させていただくことにさせていただきたいと思います。

議題の3が残っております。ちょっと厳しい時間になってきたんですが、今年度実施予定の複数年サイクルの点検・評価の方法につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

定環境農林水産総務課総括主査 では、簡単に御説明をいたします。

資料3-1に今年度の部会以降の複数年サイクルの点検・評価の進め方が書いてございます。本日の部会終了後、第2回部会、これを11月初旬、日程調整をさせていただいておりましたけれども、一番皆さんに御出席いただける日として、11月7日の金曜日、実はどうしても一部の委員の先生は御欠席になってしまふ日程になってしまふんですけども、この日でさせていただきたくと思うんですが。

この日までに複数年サイクルの点検・評価の評価シートを作成していきますて、順次ここに、資料3-1に書いておりますように、各委員の先生方ごとに分野を分担いただきまして、分野ごとに評価シートを詳細にチェックいただいて、それから大橋委員におかれましては、府民向けに概要のわかりやすい資料もつくるべきと、去年12月の部会で御指摘をいただきましたので、これもつくっていく予定でありますので、こういった府民向けの概要資料については大橋委員にいろいろ見ていただいて、ほかの分野も見ていただいて結構ですが、それでチェックをいただきまして、11月初旬の部会でお諮りをして、この時点で複数年サイクルの点検・評価結果と、それとともにその結果を踏まえた環境総合計画の見直しの方針についても、あわせて評価シートの中に書き込んでまいりますので、この見直しの方針についても御議論いただきまして、部会の御見解をお出し��ければと思います。

これを踏まえまして、11月下旬の大坂府環境審議会に複数年サイクルの点検・評価結果と、それから計画の見直しについての部会からの意見具申をしていただきまして、環境審議会でもそれでよしということで受けていただきましたら、その後、年度内にこれを踏まえた環境総合計画の一部見直しという作業を進めてまいりたいと考えてございます。

作成をしていく評価シートですが、資料3－2（1）と（2）と示しています。（2）が修正前、去年の12月段階で案としてお示しした様式ですが、いろいろ重複部分があるとかいうことで御意見をいただきました。これを組みかえて（2）に書いています数字の部分を（1）の数字の部分を持っていくということで、若干欄をまとめたり、シンプルにするなどして、わかりやすくなるよう見直しております。

施策評価のシートも、おおむね50枚ぐらいできる勘定になってまいりますけども、この作成作業を秋のうちに進めてまいりたいと思っております。また2回目の部会までに各委員様に御説明に上がりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

石井部会長代理 コンパクトに説明していただいてありがとうございます。

ということで、方針、このようにしたいということでございますが、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います、いかがでしょうか。新方式の資料3－2（1）というフォームも含めて、何かございますでしょうか。

坂東委員 今のお話聞いて、この資料は事前説明で伺ってて、こういう形で取りまとめられるというのはおおむね聞いてたんですが、これが50シート分ぐらいできるということは、1人当たりの負担が平均すると9シート分、ざつとそんな感じになるわけですか。

定環境農林水産総務課総括主査 分野によって枚数は前後ありますけども、実は50シート余り、すべてがこの（資料3－2のような）ボリュームになってるわけではありません。分野ごとの施策体系をつくりますと、それだけ枝ができるんですけども。非常に事業数の少ない枝も中にはあります、内容がほとんど少ないシートもございます。それも含めて50余りという。

坂東委員 私が心配するのはというか、自分自身に自信がないのは、11月の初め、7日にそういう部会でお示しいただいて、それを精査した上で11月下旬に環境審議会にかけられる、その案をまとめなきやいけないわけですよね。そのときに複数年サイクルの点検・評価表と計画の見直しまでも含めた何かその方針みたいなものが出ていくぐらいのことを求められるわけですね。

ちょっと怖いなと思うのは、そこまで私自身が、自分が担当するところに責任持てるのかなというぐらい、ちょっとびびってるんですが。いや、だからといってどうせえというわけではなくて、これ日程全部詰まってるんですね。要は、もう少し委員の方か、あるいは分担していただく方をふやして、事務局としてサポートしていただく方をふやしていただきて、中身をきちっと責任持って判断できるようにしないと、さっき私、星取表に3つばかしつけてと言いましたけど、結局自分が3つばかしつけて逃げてしまいそうな気がするので怖いんですけども。その辺は何かサポートはいただけるんでしょうか。

定環境農林水産総務課総括主査 事務方として、できる限りサポートいたします。それで、11月の第2回部会で初めてこのシートをお示しするということではなくて、それまでの間に事務方ででき次第、個別に先生方にお示しして、9月に入りましたら、シートが順次でき次第御相談に上がりたいと思っております。

坂東委員 わかりました。それならば助かります。

石井部会長代理 大丈夫ですか。

ほかはいかがでしょう。

ということで、スケジュールが示されて、11月7日の金曜日になりますよね、に第2回の部会が開かれるということでございます。

じゃあ、特にないようでしたら、事務局が御説明された方法で、複数年サイクルの点検・評価を実施すると、そのようなことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石井部会長代理 よろしいですね。

では、異議ないということで、この方向で今後事務局にて必要な作業を行っていただきますようお願いしたいと思います。

それでは、これで本日の議事の部分は終了しております。その他がございますけれども、この機会に委員の皆さん、何かありますでしょうか。

よろしいですね。ちょうど時間ぐらいになりました。それでは、これで本日の審議を終了しまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

司会（薬師寺） 長時間にわたり、御熱心な御審議をいただき、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして26年度第1回の大坂府環境審議会環境総合計画部会を終了させていただきます。

お手元にお配りしています出席確認票につきましては、事務局にお渡しをいただきますようお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後5時00分

※1 FIT：固定価格買取制度。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格（タリフ）を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。ドイツ、スペインなどの導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価され、採用する国が増加している。一方で、国民負担の観点にも配慮が必要である。（環境省 平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 語句説明より引用）

※2 SET*：標準新有効温度。定義は「温熱間隔および放熱量が実在空間におけるものと同様になるような相対湿度50%の標準環境の気温」です。気温、湿度、気流(風速)、放射(日射、路面等からの赤外放射)の環境要素と、人の服装を表す着衣量、運動状態を表す代謝から算出されます。（ヒートアイランド対策マニュアル（平成24年3月環境省）より）

※3 WBGT：湿球黒球温度。環境要素から計算される指標であり、下式により算出されます。

$$WBGT = 0.7 \times tnw + 0.2 \times tg + 0.1 \times ta$$

(tnw : 自然湿球温度(°C)、tg : 黒球温度(°C)、ta : 気温(°C))

(ヒートアイランド対策マニュアル（平成24年3月環境省）より)